

平成二十二年第六回垂井町議会定例会第三日

平成二十二年九月十六日（木曜日）

出席議員及び欠席議員

出席議員

一	番	藤 墳 理 君
二	番	吉 野 誠 君
三	番	木 村 千 秋 君
四	番	栗 田 利 朗 君
五	番	広 瀬 文 典 君
六	番	奥 村 耕 作 君
七	番	
八	番	末 政 京 子 君
九	番	岩 崎 秋 夫 君
十	番	丹 羽 豊 次 君
十一	番	小 林 敏 美 君
十二	番	広 瀬 康 君
十三	番	衣 斐 弘 修 君
欠席議員	なし	

二 地方自治法第二百一十一条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君
副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君
企画調整課長	早 野 博 文 君

税 務 課 長 興 慈 善 君

健康福祉課長 中 村 繁 範 君

住 民 課 長 桐 山 浩 治 君

建設課主幹 竹 中 敏 明 君

兼 管 理 係 長 三 浦 高 雄 君

産 業 課 長 中 島 健 司 君

上 下 水 道 課 長 古 山 則 雄 君

会 計 管 理 者 兼 消 防 主 任 長 吉 田 守 男 君

教 育 課 長 渡 辺 眞 悟 君

学 校 教 育 課 長 乾 眞 豊 君

生 涯 学 習 課 長 多 賀 清 隆 君

三 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 木 一 幸
書 記	久 保 田 陽 一
書 記	藤 塚 怜 奈

四 議事日程

平成二十二年第六回垂井町議会定例会第三日議事日程

開議 平成二十二年九月十六日（木）

午前九時

日程第一 議第五十三号 垂井町条例の左横書き及び用語等の統

一 に関する措置条例の制定について

日程第二 議第五十四号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する
条例の一部改正について

日程第三 議第五十五号 平成二十二年垂井町一般会計補正予
算（第三号）

日程第四 議第五十六号 平成二十二年垂井町国民健康保険特
別会計補正予算（第二号）

日程第五 議第五十七号 平成二十二年垂井町老人保健医療特
別会計補正予算（第一号）

日程第六 議第五十八号 平成二十二年垂井町農業集落排水事
業特別会計補正予算（第二号）

日程第七 議第五十九号 平成二十二年垂井町後期高齢者医療
特別会計補正予算（第一号）

日程第八 議第六十号 平成二十一年度垂井町一般会計及び特
別会計決算認定について

日程第九 常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第十 議員派遣の件

五 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

六 会議の次第

議長（衣斐弘修君） これより本日の会議を開きます。（午前九
時一分）

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、
一番藤埴理君、二番吉野誠君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたして
ありますので、これより議事日程に入ります。

日程第一 議第五十三号 垂井町条例の左横書き及び用語等の統
一に関する措置条例の制定について

議長（衣斐弘修君） 日程第一、議第五十三号垂井町条例の左横
書き及び用語等の統一に関する措置条例の制定についてを議題と
いたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これ
より質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第五十三号垂井町条例の左横書き及び用語等の統一に関する
措置条例の制定については、これを原案のとおり可決することに
御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決され
ました。

日程第二 議第五十四号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する
条例の一部改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第二、議第五十四号垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第五十四号垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第三 議第五十五号 平成二十二年度垂井町一般会計補正予算（第三号）

議長（衣斐弘修君） 日程第三、議第五十五号平成二十二年度垂

井町一般会計補正予算（第三号）を議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「挙手する者あり」

十番丹羽豊次君。

「丹羽豊次君登壇」

十番（丹羽豊次君） ちよつとお尋ねをいたします。

歳出の七ページの歳出、総務費の総務管理費の財産管理費の中で庁舎の非常用水銀灯設置工事、これは説明では一キロワットの二基をつける、災害用に職員の非常招集等々、また資材等がわからないといいますが、そういう形でつけるということでございますが、これは設置される場所、B棟か本棟か、そこら辺と、今自家発電装置がありますよね。これだけつけた場合、自家発電装置への影響は大丈夫なんでしょうか。その辺ちよつとお尋ねしておきます。

それと、土木費の土木管理費の土木総務費で、今度、登記業務六十三万九千円補正されておりますが、既決百七十七万二千円あるわけでございますが、これらの支出状況はどうかと思っております。私が思うのは、登記等々につきまして、発生した時点で当然登記できるものはやっていくということになると思っておりますが、今の時期にわざわざこれだけ補正しないかのかどうかお尋ねしたいと、このように思っております。

それと、十ページですね、土木費の道路橋りょう費の橋りょう維持費の中の桜橋の塗装改良工事ですが、きょう、建設課長見えますので副町長にお尋ねしますが、これは桜橋という橋でござ

いますので、塗装は私はちよつと御幸橋じゃないですけど、ピンク系統の塗装がいいのではないかと思うんですが、この辺どの色でやられるのか、わかったらお尋ねしたいと思います。以上です。
議長（衣斐弘修君） 総務課長永澤幸男君。

〔総務課長永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 十番議員の、庁舎に設置いたします災害対策用の屋外水銀灯の場所でございますが、今のところ考えておりますのは、B棟から西側に向けて二灯、それからこの庁舎のちよつどこのあたりになると思いますが、議会棟の庁舎の一番西の北の外れに一灯をやや西側に向けて設置をしていくということと、今考えておるところでございます。それによりまして、大体駐車場の大半の明るさを確保できるものというふうに予定をしておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

二灯ずつ二カ所です。一組が二灯という機械バランスになっておりますので、よろしく願いたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 建設課主幹兼管理係長竹中敏明君。

〔建設課主幹兼管理係長竹中敏明君登壇〕

建設課主幹兼管理係長（竹中敏明君） 十番議員の、未登記処理業務委託料についての御質問でございます。

この委託料につきましては、道路敷となつているところの未登記処理等に係ります業務委託料の増額をお願いするものです。今回、道路回復による事案でございます。町道栗原七号線が五筆、町道平尾十一号線が一筆、町道宮代八十一号線が一筆等々でございます。測量、分筆をしまして、地権者の寄附採納の確約がとれまして、測量、分筆をし、垂井町に所有権を移転するものでございます。また、下半期

の見込みも計上しておりますし、既に執行している分もございます。今回、不足する分を予算措置させていただいたものでございます。

以上、御説明させていただきました。御理解賜りますようによろしく願います。

議長（衣斐弘修君） 副町長若山隆史君。

〔副町長若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 十番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私の方からは二点お答えをさせていただきますと思いますけれども、まず予算書の七ページの総務費の関係の財産管理費、災害対策用の水銀灯設置工事の容量の関係でございます。庁舎の電気主任技術者に就任いたしておりますので、そちらからの関係もございまして御説明をさせていただきますけれども、水銀灯一基、二キロワットが二カ所ということで四キロワットでございます。

これにつきましては、庁舎の高圧の空調モーター、三千ボルトのモーター以外は、すべて非常用発電機に接続されております。したがって、停電をいたしましても即六秒後には発電機が起動して、一定電気を供給するというような負荷に接続するものでございます。発電機は二百kVAの容量でございます。力率八〇%といたしましても、二八、百六十キロワットまでいけるということでございますので、十分、その余力はあるというふうに主任技術者として確信をいたしておりますので、よろしく願います。

もう一つ、桜橋の塗装色の関係で御提言、御質問をいただきま

した。

桜橋につきましては、御幸橋のような神様が年一回通られるというような意味合いかどうか、御幸というような名前がついている関係で朱色を塗装されたというような経緯も聞いておりますが、この桜橋も以前の木橋のころからの情景を思い出しますにつけ、相川両岸に桜がずっと植栽されておりました。その中を通つておる橋ということで、やはりその塗装色も名称、あるいは両岸の周景状況、これら等を考慮しながら検討してまいりたい。特に色、どの色でもというようなことにはならないかと思ひます。といいますのも、耐候性の問題もございます。紫外線等に強い色といひますので、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

二番吉野誠君。

〔吉野誠君登壇〕
二番（吉野誠君） 歳出の七ページの財産管理費の中で、庁舎網戸新設工事につきまして、庁舎の方はやるというお話でしたが、中央公民館一階、教育委員会が入っておりますが、あそこもクーラーをつけないということであれば、皆さん窓をあけてやるんですけれど、結構早くから言っているんですが、蚊が入ってきますので、網戸をつけていただくというのが私はベターやと思つておりますが、その中にこの予算が計上されておるのかどうか。また、計上されていないのなら、いつまでにその中央公民館の一階部分だけでも網戸を設置されるのかをお聞きします。

議長（衣斐弘修君） 総務課長永澤幸男君。

〔総務課長永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 二番議員の、網戸の新設、中央公民館にもという御質問でございますが、この庁舎の網戸新設の中には、提案説明のときにもお話を申し上げましたが、庁舎の環境衛生の向上のためということで、職員が夜間にも及ぶような残業をしている場合に、冷房なんかが入らない場合に窓を開けておくと、そういった虫等の被害があるということで、環境衛生の向上でつけておいていただくわけでございますが、中央公民館の財産管理につきましては、庁舎の管理という経費でございますので、こちらの方には含んでおりません。しかしながら、今、議員が御指摘された中央公民館の設置につきましても、今後、検討をしてまいりょうな形で進めていきたいと存じますので、よろしく御理解賜りたいと思ひます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） まず十ページの教育費、小学校費の中の合原小学校体育館防水修繕工事ほかとありますが、どのような体育館の防水をされるかをお聞きします。

続きまして十一ページ、款十教育費、目一学校管理費、この中で工事請負費の中の北中生徒通用口アクリドーム保護修繕工事、これの内訳をお聞きします。

次に、款十教育費の中の目十タルイピアセンター費、タルイピアセンター屋上防水工事とありますが、これは現状はどういうふ

うな防水であって、どのような防水の方法にされるかということと、建設当初からあの建物は外壁にクラックがたくさん入っておりますが、外壁からの漏水はあるのかどうかと、タイルピアをつくった建設業者の名前をお聞きします。

議長（衣斐弘修君） 学校教育課長乾豊君。

〔学校教育課長乾豊君登壇〕

学校教育課長（乾豊君） 六番議員の御質問にお答えをしたいと思いません。

まず一点目の合原小学校の防水の関係でございます。実はことしの五月に防水のテープ等の改善をしたわけでございますけれども、新たに別の場所から雨漏れが発生したということで、その修繕をさせていただきたいということで上げさせていただきました。したが、既設の防水シートを撤去いたしました、新しく防水シートをすべて張りかえるという方法で考えていきたいというふうに思っております。

それから、北中学校の生徒通用口のアクリドームの方の修繕でございます。これにつきましては、実は二階の窓から外へ出るのに天窓の上から上がることができまして、それが転落の防止というところで、いつでもさくから出ることができまので危険ということで、転落防止用のパネルを設置していきたいというふうに思っております。これにつきましては、エキスパンドのメタルによってアクリドームが割れて下に落下しないようにしていくということで、網をかぶせまして転落防止に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。よろしくお願いたします。

議長（衣斐弘修君） 生涯学習課長多賀清隆君。

〔生涯学習課長多賀清隆君登壇〕

生涯学習課長（多賀清隆君） 六番議員の御質問にお答えをしていきたいと思いません。

タイルピアセンターの屋上防水工事の件でございますが、タイルピアセンターが平成六年四月に閉館をしております。それから十五年が経過してあるわけでございますが、現在、屋上の防水シートの腐食が一つの原因といったようなところで雨漏りが発生をしております。特に屋上の一部、二階部分の防水シートが破損し、水がたまっているような状態でございます。また、屋上の機械室内の防水シートの関係におきましても劣化が激しく、雨漏りの原因となっているんだということを思っております。

今後、それぞれ施設維持のために今回防水シートの張りかえ、並びに塗膜防水改修をしていくものでございますが、工事の内容といたしまして、二階の屋上防水工事、この部分につきましては図書館内のカウンターの吹き抜け部分が二階部分になっております。この関係につきましては、先ほど御質問の内容でございますが、防水シートの張りかえ工事といった形で、既存と同じアーキヤマデ製の防水シートを張りかえていくものでございます。面積的には百四十五平米でございます。その上に塩ビ樹脂、並びに塩ビ樹脂の塗装をしていくものでございます。

また、今回の屋上機械室の塗膜防水工事につきましては、既存の防水シート、先ほど申し上げましたアーキヤマデ製の防水シートでございますが、この上にウレタン塗膜防水三回塗り、また、アクシスプライマーの塩ビ用の樹脂と申し上げますが、既存のシ

ートの上に、今申し上げました新規防水塗膜を密着させるための接着剤を塗っていくもの、またアクシスコート系塗布といった形で、この関係につきましては塗膜防水剤を塗るといった形。あと、同じアクシスコートの塗布でございますが、塗料の一つで塗装の上に塗るコーティング剤といったもの。このような形の中で三回塗りをしていくものでございます。

また、先ほどのタルピアセンターの建設はといったお尋ねでございましたが、岐建木村組と義久の建設共同企業体といった形でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 防水工事の場合、新注の場合ですと通常は十年の保証は施工業者よりもらえるんですが、今回、改修ということですが、まずその十年保証はつけてもらえるかどうか、それを要求しているかどうかというのが一点。

それと防水は、私の経験からいいますとアスファルト防水が一番安全であるというふうに考えますので、その辺も、価格もそう変わりませんので、一応検討していただく必要があるのではないかと、そういうふうに思います。

議長（衣斐弘修君） 副町長若山隆史君。

〔副町長若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 六番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

防水シートの改修につきまして保証をとるのかということでございますけれども、新たに行うものにつきましては当然保証を求めていくという形でございます。

それと材質といいますが、シート防水がいいのか、アスファルト防水がいいのかということとは、もう一度検討させていただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 九番岩崎秋夫君。

〔岩崎秋夫君登壇〕

九番（岩崎秋夫君） ページの民生費のことですが、老人福祉施設スプリンクラー整備事業補助金ということで、これ減額になって四千七百八十二万一千円を県へ返すということですが、これはどういうことで返すのか、お尋ねをいたします。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長中村繁範君。

〔健康福祉課長中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） 九番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この件につきましては、老人福祉施設スプリンクラー整備事業補助金といたしまして、特別養護老人ホームいぶき苑の助成を見込んでおりましたが、町を経由せず直接県から補助事業者に交付されるものでございまして、歳出と同額の四千七百八十二万一千円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、当初予算要求時点で、もう一つのスプリンクラー整備事業補助金といたしまして、認知症高齢者グループホーム二施設が対象となります。まず地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金と混同して

おりましたこと、これにつきましては調査・研究不足であったというところで、まことに申しわけございませんでした。

〔発言する者あり〕

ちよつと言葉足らずで申しわけございません。補足をさせていただきます。

残りの経費九百三十三万三千円でございますが、これにつきましては当初のとおり栗原にありますグループホーム垂井だいわ、それから綾戸にあります愛の家グループホームたるい、この分については予算どおり執行させていただきましたので、よろしくお願い御理解を賜りたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 一番藤墳理君。

〔藤墳理君登壇〕

一番（藤墳理君） 歳入の方でお聞きしたいと思います。

教育費の方で五十万円の寄附をいただいております。これは寄附者から当然教育目的、もしくはもう少し詳しい目的等があるうかと思えますけれども、その点についてどのような執行を考えておられるのか、御説明をいただきたいと思えます。

議長（衣斐弘修君） 生涯学習課長多賀清隆君。

〔生涯学習課長多賀清隆君登壇〕

生涯学習課長（多賀清隆君） 一番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

教育費の寄附金の関係でございますが、去る八月十七日におきまして、太平洋工業株式会社代表取締役の小川信也様より太平洋工業株式会社創業八十周年を迎えられたといった形の中で、八十

周年記念の事業の一つとして地域社会への感謝をお示しするというところで、太平洋工業株式会社関連の工場所在地等の各自治体へ寄附をされたものでございます。当町におきましても、太平洋工業株式会社へ従業員として百二十名余りの方がそれぞれ勤務をしておみえになります。また平成二十年には、垂井町に社員寮として創発寮を設立されておみえになります。このようなことから、今回、青少年育成関係としてお役に立てていただきたい旨のお話があり、また、寄附金といたしまして五十万円を受けたものでございます。

用途につきましては今回提案をしてございますが、今後検討する中で、青少年健全育成関係におきましてそれぞれ対応をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第五十五号平成二十二年垂井町一般会計補正予算（第三号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第四 議第五十六号 平成二十二年垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)

議長(衣斐弘修君) 日程第四、議第五十六号平成二十二年垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第五十六号平成二十二年垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第五 議第五十七号 平成二十二年垂井町老人保健医療特別会計補正予算(第一号)

議長(衣斐弘修君) 日程第五、議第五十七号平成二十二年垂井町老人保健医療特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第五十七号平成二十二年垂井町老人保健医療特別会計補正予算(第一号)は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第六 議第五十八号 平成二十二年垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算(第二号)

議長(衣斐弘修君) 日程第六、議第五十八号平成二十二年垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算(第二号)を議題といた

します。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第五十八号平成二十二年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第二号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第七 議第五十九号 平成二十二年度垂井町後期高齢者医療

特別会計補正予算（第一号）

議長（衣斐弘修君） 日程第七、議第五十九号平成二十二年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第五十九号平成二十二年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第八 議第六十号 平成二十一年度垂井町一般会計及び特別

会計決算認定について

議長（衣斐弘修君） 日程第八、議第六十号平成二十一年度垂井

町一般会計及び特別会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第六十号平成二十一年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について、提案理由を御説明申し上げます。

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、平成二十一年

度垂井町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付するものであります。

十分御審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第六十号平成二十一年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定については、六人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は六人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会には、地方自治法第九十八条第一項の権限を委任することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会には、地方自治法第九十八条第一項の権限を委任することに決定しました。お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につ

いては、委員会条例第六条第一項の規定により、藤壇理君、木村千秋君、広瀬文典君、末政京子君、丹羽豊次君、広瀬康君、以上の六人を指名したいが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました六人の諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。（午前九時四十分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午前九時四十一分）

休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に丹羽豊次君、副委員長に広瀬康君が互選されましたので御報告いたしておきます。

日程第九 常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長（衣斐弘修君） 日程第九、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第六十五条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出がありません。

お諮りいたします。

本件は各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

日程第十 議員派遣の件

平成二十二年 月 日

議長（衣斐弘修君） 日程第十、議員派遣の件を議題といたします。

議長 衣斐弘修

お諮りいたします。

議員 藤 埴 理

本件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに御異議ありませんか。

議員 吉 野 誠

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の件について、変更を要する場合には議長一任といたしたいが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、議長に一任することに決定しました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成二十二年第六回垂井町議会定例会を閉会いたします。（午前九時四十三分）